

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十二号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県手数料条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の二条を加える。

（別表第一の三四の二の項の床面積の算定）

第五条の二 条例別表第一の三四の二の項の床面積の合計は、畜舎建築利用計画の認定に係る畜舎等の床面積について算定する。

（別表第一の三四の三の項の床面積の算定）

第五条の三 条例別表第一の三四の三の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 畜舎建築利用計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- 二 畜舎建築利用計画の変更に伴い、当該計画の対象である畜舎等が特例畜舎等（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第二項に規定する特例畜舎等をいう。）でなくなる場合 変更後の畜舎建築利用計画の認定に係る畜舎等の床面積

第十三条第二号の表備考の2中「三十五歳未満」を「二十五歳未満であり、かつ、実技試験の受検申請をする日において雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第四条第一項に規定する被保険者」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。